

# 問診票 東北関東大震災にて被災された方へ

今回の地震、津波災害の犠牲になられた方々に深く哀悼の意を表します。また、すべての被災者の皆様に心からお見舞い申し上げます。

この度、生活をされていた被災地を離れ、当院を初めて受診される方は、医療費の取扱いが変わる場合がありますので、以下の内容についてわかる範囲でご記入いただきますようお願いいたします。

◎記入日 平成 年 月 日

## (1) 今回の地震による被災状況について、当てはまる内容の番号を囲んで下さい

※記入いただいた内容について、窓口にお申し出下さい

1. 住家が全半壊、又は全半焼した
2. 「主たる生計維持者」が亡くなった、又は重篤な傷病を負った
3. 「主たる生計維持者」が行方不明の状態である
4. 「主たる生計維持者」が業務を廃止、又は休止した
5. 「主たる生計維持者」が失職し、現在収入がない
6. 原子力発電所災害による立ち退き、又は屋内退避対象地域から避難してきた  
(福島第1原発から半径30 km以内、第2原発から半径10 km以内 (3月24日現在))
7. 1～6の状況に当てはまらない

※1～6に当てはまる方は、当院から連絡が取れる現在の連絡先をご記入下さい

連絡先	〒	—	
	TEL (	—	— ) 携帯電話 (

## (2) 被災時の住所について、以下から市町村名を囲んで下さい

岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
青森県	八戸市、上北郡おいらせ町、以外の市町村
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、那珂市、筑西村、稲敷市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町、以外の市町村
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、以外の市町村
千葉県	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、以外の市町村
長野県	下水内郡栄村、以外の市町村
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町、以外の市町村

**(3) 本日「被保険者証」をお持ちでない方は、以下の項目についてご記入下さい**

※運転免許証など身分を証明できるものをお持ちの場合は、窓口にご提示下さい

ふりがな			男・女
氏名			
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	年齢	歳
被災時の住所	〒 —		
事業所名 (会社名)	※被保険者の方が勤務されている場合のみ、ご記入下さい		
加入している 保険	加入している保険について、当てはまるものに○を付けて下さい		
	( ) 社会保険	サラリーマンなどの協会けんぽ、企業などの健保組合、公務員共済組合など、職場に勤めている方を対象とした職域保険です	
	国民健康保険 ( ) 市町村国保 ( ) 国保組合	市町村国保: 自営業の方などを対象とした市町村等の地域保険です 国保組合: 建設業や土木業など、同じ業種が集まって運営する組合保険です	
	※国保組合に加入されている場合は、「組合名」をご記入下さい		
	( ) 後期高齢者医療制度	75歳以上(65歳以上で認定を受けた方)の方を対象とした制度です	

ありがとうございました。(3月23日付厚生労働省事務連絡より作成)